

20番、日本共産党の斉藤 由美子です。発言通告に沿って、一問一答で質問を致します。

はじめに、【小中一貫教育】についてお聞きします。

「学校教育法等の一部を改正する法律案」が6月17日、参議院本会議において賛成多数で可決・成立し、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育9年間を一貫して行う「義務教育学校」が、新たな学校の種類に規定されることとなりました。

大分市も、この改正学校教育法に合わせるかのごとく、これまで碩田校区に、施設一体型小中一貫校の新設計画を進めてきました。

しかし、この「小中一貫教育」の法制化には、3つの大きな問題点があり、新設校での取組み強化には賛成できません。

問題の1点目は、きょうそう主義を強めると言う点です。

碩田校区新設校における特徴のひとつが、学年の区切りの再編成です。

9年間は、小1から小4の前期、小5から中1の中期、中2・中3の後期と分けられています。

現行の学級担任制は4年生までが基本となり、5年生からは教科担任制が導入されます。そのため、4年生は前期のリーダーとして生徒会活動に加わり、5・6年生は現行の中学生のような扱いとなるため、「最高学年」や「卒業」という認識が無くなります。

学習面では、小学校1年生から英語教育が開始され、学習の基礎的・基本的内容の確実な習得期は4年生までとされています。学習内容が前倒しされ、6年間の教科内容を4年間で詰め込むことにもなりかねません。6・3制から4・3・2制への再編成と言えます。

更に文科省は、「小中一貫教育」を実施する学校に「質の向上」を求めています。そんなことをすれば、従来の小・中学校との格差を拡大させることにつながります。

9年間の教育体制を改変し、学習内容を特別に先取りして競争主義を強める、公立の学校にこのような特別校を新設することは、すべての子どもに対する公平な公教育制度の解体であり、安易な導入は許されません。

2点目に、子どもの発達への影響が懸念される点です。小中一貫教育は、小学校からの英語教育や職業教育など、財界が求めるカリキュラムを取り入れ、「国際競争力強化に貢献する人材の育成」を掲げています。

全国の施設一体型小中一貫校の多くは、過疎地における小規模校が多く、碩田校区のような1000人規模の学校は限られていますが、今回の新設校は、まさに後者の大規模校・エリート型に他なりません。

昨今の学校現場において、深刻な不登校やいじめの問題は、進学競争や管理主義などのストレスによる影響は大きく、学校の大規模化や特別なカリキュラムでの競争強化が、これらの教育課題にどのような影響を及ぼすか、慎重な検証が求められます。

3点目には、一貫校の推進が学校統廃合と結びついている点です。

災害時の避難場所や、登下校時の安全性への懸念から、地域の学校が無くなることに対して、碩田校区の地域住民からは請願や公開質問状が出され、反対や疑問の声が上がっていました。しかし、様々な問題点は残されたまま、施設一体型一貫校を新設する気運の中で、建設が決定してしまいました。

「統廃合」とは言わず、「施設一体型の一貫校創設」と言いながら、プラスのイメージに転じさせる。あるいは過疎地において、学校をなくすか、一貫教育を掲げて統廃合し存続させるか、究極の選択をさせる。「小中一貫教育」の法制化は、学校統廃合反対の声を、効果的に抑制したと言っても過言ではありません。今後、一貫教育の推進を掲げれば、更に学校統廃合が拡大することも懸念されます。そこでお聞きいたします。

①法制化はされても、実態調査は始まったばかりであり、このような問題点を十分に検証することなく、小中一貫教育を強化すべきでないと考えます。見解をお聞かせください。

次に、【教育大綱】について質問致します。

教育委員会制度を定める法律が改悪され、教育「大綱」の策定が、首長に義務付けられることになりました。今後、自治体の教育目標や教育施策の根本的な方針である「大綱」は、「総合教育会議」を通して策定されます。大分市では6月に第1回目を終え、今年度、全6回が予定されています。

この教育「大綱」には、学校の耐震化や早急なエアコンの設置など、よりよい教育条件の整備を行うための合意や、いじめ・不登校、子どもの貧困対策などの社会情勢を十分に勘案し、子どもたちの学習する権利を保障するために、中立性を重視して策定することが重要だと考えます。

他都市においては、総合教育会議を2回しか行わず、合わせて2時間余りの議論で大綱を決定したケースもあるようですが、他方、事前に市民から意見公募を行っている自治体も少なくありません。そこで、市長にお聞きいたします。

①教育「大綱」を策定するにあたり、市民や保護者の声に耳を傾ける機会を設け、反映させることが望ましいと考えます。見解をお聞かせください。

次に、【教科書採択】について質問致します。

今年は、2016年度から使用する、中学校教科書の採択が行われます。

4月22日の衆院文部科学委員会において、日本共産党の質問に対し、「(首長が)教育委員会に対し、特定の教科書の採択を求める権限は有しない」「大綱に教科書採択の方針が記載されたとしても、教育委員会に尊重する義務はない」「(教科書の調査研究には)児童生徒に直接指導を行う教員が果たす役割は決して小さくない」これらの答弁が出されました。また、改定地方教育行政法の下でも、首長に教科書採択の権限がないことは明確になっています。

昨年1月、安倍政権のもとで、教科書検定新基準と共に、教科書の合否判断を決める「審査要項」も合わせて改悪されました。教科書会社には、これまでにない歴史認識や、政府の意向記述が求められ、その内容に削除や修正が余儀なくされています。

今年5月には、大学の研究者などで行く3つの学会の会長が声明を発表し、文科省に対して、教科書検定基準を適正なものに再改定すべきだと求めています。

この声明の中で、教科書は「児童・生徒が自ら考え判断する知性を育むための教材であって、政府見解を浸透させるための媒体ではない」と指摘されています。

4年前の教科書採択時の際にも、各自治体の判断に注目が集まり、「両極端の意見が出る教科書は、市の中学生全員に与える教科書としてはふさわしくない」(名古屋市教委)、「区民の注視があるなか責任を感じている」(東京都台東区教委)など、各自治体の教育委員会も慎重な見解を示しています。

大分市では6月19日から7月2日まで教科書展示が行われ、教職員や市民・保護者などから、アンケートによる貴重なご意見も寄せられていることと思います。

教科書の記述は、そのときどきの政府の見解に左右されるような内容であってはならず、慎重な判断が求められます。そこでお聞きいたします。

①文科省は「教科書採択の留意事項について」という通知を出し、「公正確保」や「開かれた採択」などを提言しています。その中で、「教科書の採択を行った後は、採択結果・理由など、採択に関する情報を積極的に公表することが重要」だ、としています。これについての見解をお聞かせください。

次に【家庭ごみ有料化】について質問します。

2007年6月に環境省から出された「一般廃棄物有料化の手引き」のマニュアル通り、大分市ではごみ減量を目的として2014年11月から家庭ごみ有料化が導入されました。現在、全国45の中核市のうち、有料化しているのは11市です。

有料化がごみ減量に顕著な効果を及ぼすとは言えないとして、わが党は一貫して反対をしてまいりました。利益を得るために排出される事業系ごみとは異なり、市民が生活する上で排出される家庭ごみを収集することは、もとより行政責任です。本来、市民が収めた税金で処理するのが道理であり、住民への有料化押しつけではごみ問題は解決しません。

大分市は、国が示したマニュアルにあるように「ごみ減量のため」として、有料化を提案しました。しかし、市民説明会も終えた後になって、ごみ処理施設の建設費、いわゆる基金という用途が議会で新たに提案され、毎年、ごみ処理施設の建設費が手数料収入から積み立てられることになりました。市民説明会で言われたごみ減量の目的とは、方向性が異なっています。

先月、委員会視察で、千葉市へ参りました。千葉市は、大分市より9か月早く家庭ごみの有料化を導入しており、手数料は「リサイクル推進基金」へ繰り入れとなります。基金とは呼んでいますが、ごみ処理施設の建設費用に充てる目的ではありません。家庭ごみのリサイクルを推進するための基金です。

千葉市では、この基金を、ごみ減量活動の推進や収集運搬サービスの拡充、不法投棄対策に充てているとのこと。また、現在ある3つの廃棄物処理施設を、いずれ2つにするという目的

をもって、ごみ減量の推進に取り組んでいます。

例えば、古紙について、小さな紙くずでもリサイクルができるように、紙製の雑紙用専用袋を作り、古紙回収率を上げる取組みを行っていました。

大分市でも、手数料は当初の約束通り、ごみ減量とリサイクルの推進に使うべきです。有料化でごみ減量への関心や意欲が本当に推進できたのか、貴重な手数料収入でどれだけリサイクルを推進できたのか等を検証すべきです。

例えば、黄色ネットにしても、効果が十分とは言えないカラス被害に対するステーションの整備、高齢者や障がい者の世帯には、ゴミ出しの負担軽減を考慮した戸別収集サービスなど、ごみの処理を有効に、且つ幅広く行えるための用途を検討すべきです。そこで、質問いたします。

①有料化の手数料収入は、当初の約束通り、ごみ減量施策に使うべきであり、基金として積み立てるべきではないと考えます。見解を求めます。

滋賀県大津市では、2011年度～2020年度までの一般廃棄物処理基本計画に、家庭ごみの有料化を重点取組事項として盛り込み、来年(16年)度から導入する予定としていました。しかし、計画を上回るペースでごみ減量が進んだため、「有料化の意義はすでに失われている」「有料化によらないごみ減量施策を目指すべき」という方向転換をし、有料化の見送りを表明しています。そこでお聞きいたします。

②行政と市民が協力してごみ減量に取り組めば、有料化の必要はないと考えます。大津市のように有料化中止の方向性は視野に入っているのでしょうか、お答えください。

次に【市営住宅】について質問します。

良好な住まいを確保し、安心して生活することは、多くの人々の共通の願いです。そして、この願いは個人の努力まかせにするのではなく、権利として保障されることが必要です。所得が低い、年金が少ない、税負担が重いなど、生活が困窮する今日、公営住宅の役割は重要度を増しています。

安心かつ安全な住まいを提供するため、耐震化はもちろん、老朽化対策、バリアフリー化など、快適な住宅環境の整備が求められます。

日本共産党が定期的に行っている市民アンケートの中でも、市営住宅の営繕については、毎回多くの要望が寄せられます。良質な住宅を確保し、継続して提供ができるよう、改修・修理の要望は早めに把握すべきと考えます。そこで、お尋ねいたします。

①市営住宅の快適な住環境を確保するため、住民アンケート等の聞き取り調査を定期的に行ないながら維持していくべきだと考えます。見解を求めます。

先月、裏川団地の住民の方から、ハトの被害についてご相談を受けました。

ハトは、三方を囲まれている場所を好むらしく、団地やマンションのベランダ、屋外給湯器の上部などは格好の産卵場所となるようです。ハトが巣をつくることにより、排泄物による被害や騒

音被害、伝染病などの懸念もあり、健康面への不安、洗濯物が干せない、ベランダにでられない、ストレスがたまるなど、残念ながら住民には歓迎されていません。

現在、個人負担でネットを張り、対策を行っている世帯もありますが、経済的負担は大きく、また、自宅の対策を施しても上階の世帯が対策をしなければ、上から被害が及ぶこととなります。ご相談の方によると、階段の踊り場にも巣を作ろうとし、いくら追い払っても、次に見たときには枝を集めている。日中は仕事で不在のため、どうにかならないかというご相談でした。そこでおたずねいたします。

②市営住宅のハト被害対策について、考えをお聞かせください。

次に【道路改良事業】について質問します。

尚、発言通告書では「舗装事業」となっていますが、「改良事業」と言う文言が適するとのことですので、道路改良事業ということで質問をいたします。

昨年の第3回定例会の一般質問で、牧跨線橋の整備と合わせ、市道東津留1号線、通称けやき通りのバリアフリー化について質問をさせていただきました。

今年度予算でけやき通りの段差解消が行われることになり、住民の方々の期待が高まっています。

その時の質問に対し、「歩行者、自転車の安全な通行を確保してまいりたい」とのご答弁を頂きました。

2015年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車による交通違反に、以前より厳しい取り締まりが行われることになりました。14歳以上の対象者が、設定された14項目の危険行為を行い、3年間に2回以上取締を受けた場合、自転車運転者講習の受講が義務づけられます。講習受講料は3時間で、5,700円。受講しなければ5万円以下の罰金が科せられ、「前科」がつくという厳しいものです。

自転車を気軽に利用している市民にとっては、この罰則は大変気がかりな内容ですが、だからと言って、車道の走行は危険。今後、自転車はどこをどのように走れば良いのか、心配する声を度々耳に致します。そこでおたずねいたします。

①今後、道路の改良にあたっては、歩行者と自転車、両者の安全な通行空間を確保するため、地域住民から意見を聞き、工事計画を早めに告知することが望ましいと考えますが、見解をお聞かせください。

津留校区は平坦な土地で、自転車の利用者が大変多いため、今後、どのような歩道改良がなされるのか、関心が寄せられています。そこでおたずねいたします。

②市道東津留1号線の段差解消にあたり、自転車の走行空間をどのように計画していくのか、お聞かせください。

次に【大分市指定名木】について質問いたします。

大分市は昭和48年に大分市名木保存条例を制定し、緑化推進などに寄与しています。地域の方々が昔から慣れ親しんできた樹木、地域の歴史に深く関わる樹林などを「名木」として指定し、地域で大切にすることは重要なことです。

しかし、実際は名木であろうと街路樹と同様、落ち葉や日照権などの課題があり、管理者や周辺住民に負担が生じているケースがあります。

指定される名木は樹齢の長い木が多く、巨樹や古木であることから、幹や枝に腐朽が広がるなど安全や維持管理も考慮し、適切な対策が必要です。

私の住む岩田町にも、大分市に指定されている岩田学園の樹林があります。このクスノキの落ち葉が、周囲の民家に多大な負担を及ぼすことから、これまで、地域住民の方々と学園との懇談会を長年継続して行って参りました。住民の方々は、「日に何回も落ち葉を片付けるが、すぐにたまってしまう」「朝のうちしか陽があたらぬ」等、切実な声が出されます。

今回、学園側が溜まった落ち葉を片づけ、北側の間伐を行い、住民の皆さんに大変喜ばれています。しかしながら、この度の対策に学園は100万円を捻出しています。

条例の4条で、「名木の所有者又は管理する者は、当該名木を善良な管理のもとに枯損の防止等その保存に努めなければならない。」と、所有者らの責務を定めています。そうは言っても、維持管理で生じる負担は小さなものではありません。

現在、名木の助成金は、古木等について1本あたり年額3,000円、樹林は100㎡あたり年額700円となっていますが、実際の維持費に見合っている額とは到底思えません。そこで、おたずねします。

①指定名木の維持管理の実情を聞き取り、現状に合った助成額に引き上げるべきと考えますが、
見解をお聞かせください。